



## 社会医療法人 昌林会

職員が私生活の充実を図り（家庭生活、地域生活、自己啓発等）リフレッシュすることで、その個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することができるよう次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

### 2. 内容

<目標> 全体の有給休暇取得率を 40 %以上とする

※ 1 人が必ず年間 1 日以上有給休暇を取得する

<取組内容と実施時期>

取組 1：有給休暇を取得しやすい職場環境づくり

- 平成 28 年 4 月～有給取得促進に向け、院内でポスター掲示を行うなど職員へ周知・呼びかけを行う
- 平成 28 年 4 月～上司が部下に声掛け、また上司自身が有給休暇を取得することで職場の雰囲気改善を図る
- 平成 28 年 10 月～有給取得状況を毎月確認し、取得状況によって有給向上月間等を設けるなどして取得しやすい環境づくりを行う

取組 2：取得効率向上に向けた定期的な話し合いの場の設置

- 平成 28 年 4 月～各職場で勤務状況の把握、有給取得する上での課題や問題点について検討を行う（スケジュール調整、人員数確認等）

- 平成 28 年 8 月～ 各職場での課題や問題点を踏まえ、有給取得状況を確認し、取得効率の向上に向け労使間で積極的な話し合いを行う

取組 3：年次有給休暇の取得方法の検討

- 平成 28 年 4 月～各職場ごとに有給取得計画案を提出する
- 平成 28 年 8 月～ 取得率向上に向けた計画的付与制度導入の検討

【労働者に占める女性比率の割合】（平成 28 年 2 月 29 日現在）		
職種	女性割合	
常勤医師	27%	
看護師	83%	
准看護師	89%	
医療助手（薬剤助手・臨床心理士）	75%	
介護職員（介護福祉士）	74%	
介護職員（ケアワーカー）	78%	
事務員	55%	
PT・OT・ST	46%	
支援相談員（社福・精福・指導員）	50%	
薬剤師・臨床検査技師・診療放射線技師	73%	
その他（運転パート等）	29%	
(管理) 栄養士	100%	
調理師	92%	
給食員	100%	

平均	68%	
【男女の平均継続勤務年数の差異】（平成 28 年 2 月 29 日現在）		
職種	男性	女性
常勤医師	9 年 4 ヶ月	11 年 2 ヶ月
看護師	12 年 2 ヶ月	17 年 7 ヶ月
准看護師	9 年 1 ヶ月	15 年 3 ヶ月
医療助手（薬剤助手・臨床心理士）	2 年 7 ヶ月	7 年 2 ヶ月
介護職員（介護福祉士）	5 年 8 ヶ月	9 年 3 ヶ月
介護職員（ケアワーカー）	3 年 3 ヶ月	4 年 11 ヶ月
事務員	9 年 7 ヶ月	7 年 6 ヶ月
PT・OT・ST	7 年 0 ヶ月	6 年 11 ヶ月
支援相談員（社福・精福・指導員）	10 年 11 ヶ月	8 年 3 ヶ月
薬剤師・臨床検査技師・診療放射線技師	11 年 4 ヶ月	10 年 2 ヶ月
(管理) 栄養士	4 年 11 ヶ月	7 年 11 ヶ月
調理師	2 年 11 ヶ月	20 年 2 ヶ月
平均	8 年 4 ヶ月	11 年 2 ヶ月